

ごみ焼却施設植栽管理業務委託仕様書

本仕様書は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「発注者」という。）が発注する「豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設植栽管理業務」（以下「業務」という。）に係る委託契約書の内容について、必要な事項を定め、契約書の適正な履行の確保を図るためのものである。

1.業務委託名等

業務委託名	ごみ焼却施設植栽管理業務（年額）【長期継続契約】
業 務 場 所	豊中市原田西町 2 番 1 号（豊中市伊丹市クリーンランド敷地内）
期 間	令和 8 年(2026 年)4 月契約締結日から令和 11 年(2029 年)年 3 月 31 日まで (3 ヶ年)

2. 業務の目的

本業務は、豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設（以下「クリーンランド」という。）の植栽帯の点検・除草を実施し、植物の生育条件を整え、その形態の維持・保全を図ることにより、良好な維持管理に資することを目的とする。

3. 一般事項

- (1) 施設及び備品を破損させた場合、受注者の責任において修繕すること。
- (2) 作業時間は、原則として土、日、祝祭日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
これ以外の日時に作業を行う場合は、豊中市伊丹市クリーンランド職員（以下「担当職員」という。）に事前に連絡し承諾を受けるものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたり必要な官公庁及び関係機関への届出等を遅滞なく行うものとする。
- (4) 受託者は、届出等の実施にあたっては、クリーンランドへ報告するものとする。

4. 作業の実施

＜剪定業務＞

- (1) 剪定作業は、適正な時期に適正な方法で行い、不定芽の発生原因となるので「ぶつ切り」などは行わないものとする。
- (2) 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定を行うものとする。
- (3) 剪定した枝葉は作業当日に集積、回収し周囲の清掃を行うものとする。
- (4) 作業実施にあたり枝葉の飛散、落下防止に努めるものとする。
- (5) 剪定方法の詳細については担当職員の指示に従うものとする。
 - ・ 高木 : C=18~30 cm 94 本×3 回(1 回/1 年×3 年)
C=31~60 cm 10 本×3 回(1 回/1 年×3 年)
 - ・ 中低木 : H=80~200 cm 地上部 109 本×3 回(1 回/1 年×3 年)

屋上部 103 本×3 回(1 回/1 年×3 年)

(4F:6・6F:20・7F:14・8F:48・9F:6・10F:9) 本

・低木群：地上部 1,571 m²×6 回(2 回/1 年×3 年)

屋上部 1,961 m²×3 回(1 回/1 年×3 年)

(2F:21.27 3F:10.87 4F:763.12 6F:85.41 7F:46.06 8F:262.18 9F:37.29

10F:55.18 聞き取りヤード:345.42 A 計量棟:334.09) m²

芝生： 1,754 m²(4F:586 m² 8F:378 m² 9F:790 m²)×3 回(1 回/1 年×3 年)

<除草・草刈り業務>

- (1) 除草作業は、適正な時期に刈り残しがないように行うものとする。
- (2) 草の刈り取り高さは原則機械除草 2 cm 程度、人力除草は抜き取りとする。ただし、担当職員が別途指示した場合はこの限りではない。
- (3) 機械では作業が困難な箇所は人力にて作業を行うものとする。
- (4) 刈り取りした草は作業当日に集積、回収するものとする。
- (5) 作業実施にあたり周囲への小石、刈り草等の飛散防止を行うものとする。
- (6) クリーンランド飛び地の除草業務は、毎年 2 回（6 月頃と 10 月頃）、刈り残しがないように行うこと。
- (7) クリーンランド飛び地の除草業務は、交通誘導員・道路使用許可申請を行うこと。尚、受注者は、着工前に道路交通法第 77 条の道路使用許可を受けることとし、道路使用許可に係る申請手数料は受注者の負担とする。
- (8) クリーンランド飛び地の除草業務は、護岸側からの作業のみならず、公道（原田伊丹線）と同公道沿いに設置のフェンスとの間の除草も行うこと。尚、フェンスに絡まった草などの除去作業を含む。
- (9) クリーンランド飛び地の除草業務は、業務範囲の一部に四方をフェンスで囲った箇所があるが、フェンスの中の除草も行うこと。
 - ・地上部：1,696 m²×9 回(3 回/1 年×3 年)
 - ・北側三角地：433 m²×3 回(1 回/1 年×3 年)
 - ・屋上部：3,784 m²×9 回(3 回/1 年×3 年)
 - ・壁面部（パネル・ワイヤー・グリーンゲート）：414 m²×各 9 回(3 回/1 年×3 年)
 - ・クリーンランド飛び地：1,281 m²×6 回(2 回/1 年×3 年)

<薬剤散布業務>

- (1) 散布は、担当職員からの指示を受けて行うこと。
- (2) 発生した害虫の同定を行うとともに、樹木への薬害に留意して薬剤を選定すること。なお、使用する薬剤については担当職員と事前に打合せのうえ実施するものとする。
- (3) 薬剤は担当職員が承諾した材料を規定の希釈倍率に薄めて使用すること。
- (4) 作業に当たっては、作業時間帯、作業日の天候、風向き風の強さ、ノズルの方向等に十分注意すること。

- (5) 薬剤取り扱い時は、労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、使用薬剤の安全データシート等に基づき、必要な保護具等を着用し安全対策を講じること。
- (6) 農薬の使用については、農薬取締法を遵守すること。
- ・地上部：高中木 213 本×3 回(1 回/1 年×3 年)
 - ・屋上部：中木 103 本×3 回(1 回/1 年×3 年)
 - ・壁面部：パネル部 748 m²(プランター表面積 150 m² 緑化面積 598 m²)×3 回(1 回/1 年×3 年)・

<施肥業務>

- (1) 植物の生長に必要な養分を供給し、健康状態を維持するとともに病害虫に対する抵抗性を向上させることを目的として実施すること。
- (2) 植物の状態を確認しながら人力で固形肥料を施し、1 回あたりの施肥量は次の量を基準に植物の状態により調整すること。
- ・固形肥料成分（チッソ 6%・リンサン 4%・カリ 3%）
 - ・施肥量（高木：500 g/本、300 g/本・中木・低木・壁面部：100 g/m²）
 - ・地上部：高木 104 本×3 回(1 回/1 年×3 年)
中低木 1,571 m²×3 回(1 回/1 年×3 年)
屋上部：中低木 1,961 m²×3 回(1 回/1 年×3 年)
壁面部：414 m²×3 回(1 回/1 年×3 年)

<壁面緑化部業務>

- (1) 壁面緑化のつる植物は、対象緑化面以外へ伸長した植物を補助資材へ誘引または剪定を行い、対象緑化面に整えるとともに、緑化に努めること。
- ・パネル部：598 m²×6 回(2 回/1 年×3 年)
 - ・ワイヤー：281 m²×6 回(2 回/1 年×3 年)
 - ・グリーンゲート：162 m²×9 回(3 回/1 年×3 年)
 - ・メタルフレーム：715 m²×9 回(3 回/1 年×3 年)

<排水溝の点検及び機能回復>

- (1) 対象範囲全ての排水溝を月 1 回点検すること。（ルーフドレン位置図参照）
- (2) 排水溝が土砂や落ち葉等の異物により目詰まりを起こしている場合は取り除き、機能回復に努めること。72 箇所（2F:1 3F:1 4F:15 6F:6 7F:6 8F:10 9F:19 10F:14）年 3 回運搬含む。
- ・排水溝の点検及び機能回復：72 箇所×3 回/1 年×3 年
- (3) 異物を除去した後、排水溝の機能回復が認められない場合は、該当箇所を担当者へ報告すること。
- (4) 除去した異物は作業当日に回収・集積し、発注者の定める場所まで運搬すること。

<植栽帯点検業務>

- (1) 毎月 1 回は対象範囲全ての植栽帯の点検を実施すること。

- (2) 点検した際に植栽帯に枯れ等の異常が確認された場合、状況を撮影し、報告書にて発注者へ報告すること。
- (3) 枯れや生育不良については、専門的な見地から適切なアドバイスを行うこと。
- (4) 自動灌水設備制御盤内の電源ランプ、通水ランプの表示確認及び通水確認を行い、灌水設備に異常が無いかを確認すること。
- (5) 自動灌水設備の各ブロックエリアは、つるの巻き付き等により設備の破損が発生している事例があることから、末端まで灌水がされていることを確認すること。
- (6) 自動灌水設備のソーラー型制御盤については、季節ごとに灌水時間と回数設定を変更する必要があるため設定変更を行うこと。(自動灌水設備設定表参照)
- (7) 台風、強風、積雪などによる樹木の損傷、傾斜木、倒木などが発生した時は、その状態の確認を直ちに行い、簡易なものは速やかに対応し、困難なものは応急処置のうえ、担当者に報告を行い協議のうえ対処すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は契約書に記載の書類の他、契約締結後速やかに次の書類を提出し発注者の承諾を受けること。
 - ・着手届
 - ・年間作業計画表
 - ・受託責任者届出書及び受託責任者経歴書
 - ・作業従事者名簿
 - ・施工計画書（施工体系、緊急連絡先、安全管理等を明記する）
 - ・材料承諾願（施肥・防除等に使用する材料）
 - ・完了届
- (2) 受注者は契約月当初及び作業実施月の前月 25 日までに、年間作業計画表に基づき次の書類を提出し発注者の承諾を受けること。
 - ・月間作業計画表
- (3) 受注者は当該月の業務完了後、翌月 7 日までに次の書類を提出し発注者の確認を受けること。
 - ・月間作業報告書
 - ・作業写真（作業前、作業中、作業後）
 - ・その他発注者の指示するもの

6. 業務上の注意事項

- (1) 本業務を行うに当たり、作業実施に必要となる施設内の鍵を作業開始前に発注者より借用すること。また、当日の作業終了後、作業実施場所の施錠を確認した後に発注者へ鍵を返却すること。
- (2) 防除作業の実施に当たっては、必要に応じて近隣へ事前に連絡すること。
- (3) 作業中や集積した刈り草の運搬時に風などにより飛散しないよう飛散防止に努めること。

- (4) 当該業務の実施に必要な器具等は受注者が用意するものとし、刈り草等の処分については、発注者が負担するものとする。但し、高木等の剪定で発生した枝等で発注者の定める搬入基準以外の処分については、受注者が負担するものとする。
- (5) 高木の剪定作業や壁面のつる植物の剪定・誘引作業において脚立や梯子では作業できない場合は必要に応じて高所作業車を使用して行うこと。高所作業車の使用にあたっては有資格者による運転操作、安全帯の使用を厳守し作業を行うものとする。なお、施工場所によって、クリーンランド操業時に実施出来ない場合は、日曜日に行うこと。但し、事前に作業日の調整を行い、発注者の承諾を受けるものとする。
- (6) 施設及び備品を破損させた場合、受注者の責任において修繕すること。
- (7) 作業時間は、上記(2)及び(5)の作業以外は、原則として土、日、祝祭日を除く日の午前9時から午後5時までとする。これ以外の日時に作業を行う場合は、あらかじめ発注者に報告し承諾を受けるものとする。また、作業日は、作業開始前と作業終了後にクリーンランド事務所に作業内容と作業報告を行うこと。
- (8) 建物内(廊下)移動時の資機材、剪定ごみ等の運搬については、フゴやフレコン袋等に入れ、台車に乗せて運搬移動することとし、上履きを使用すること。裸足や靴下での移動は認めない。また、作業服等に付着したホコリ等の付着物を払い落としてから建屋内へ出入すること。また、屋外階段を含めて運搬移動した動線上の清掃を行うこと。
- (9) メンテナンスの経路によりエレベーターの使用を認めるが、見学者用エレベーターを使用する際は、原則として剪定ごみ、刈草の運搬は認めない。ただし、事情により運搬の必要が生じた場合は、事前に協議し、使用時間等を発注者と調整し承諾を受けるものとする。

7. 安全管理

- (1) 業務にあたっては、作業時における事故及び怪我等に対する必要な安全対策を講ずることとし、事故等が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を講じ、発注者に報告すること。
- (2) 作業従事者は、当該業務の遂行に必要な装備を着用すること。
- (3) 落下の危険性のある場所で作業を行う際は、安全帯を装備し、労働災害の発生防止に努めること。
- (4) 高所作業車による作業にあたっては、周囲の状況を十分確認するとともに、地上部に作業従事者を配置するなど安全管理に配慮すること。
- (5) クリーンランド飛び地の作業中は、矢印板、工事用立て看板、カラーコーン等を配置し、作業用車両の後部には「作業中」の看板を設置すること。特に歩行者や通行車両には十分注意し、事故の無いように対策を講じること。

8. 委託料の支払

委託者は、年間契約金額を12ヶ月で除して十円未満を切り捨てた金額を業務実施月の翌月に委託者へ支払う。なお、毎月の十円未満の切り捨てた金額については、毎年度の3月分の支払いにて調整する。

9. 予算の減額又は削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、契約を解除しようとする 1 ヶ月前までに受注者に通知するものとする。

また、契約を解除した場合は、発注者、受注者双方共に、その相手方に対して損害の賠償を求めないものとする。

10. 不当介入に対する報告・届出等

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

11. 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出

豊中市暴力団排除条例の施行（平成 25 年 10 月 1 日）に伴い、受託者は契約金額が 500 万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。元請負人の誓約書は、契約書提出時に提出すること。下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて提出すること。（豊中市のホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス 参照）

12. 一括再委託の禁止

本業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせないこと。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

13. その他事項

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者がその都度協議のうえ決定すること。